

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年3月14日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520496

研究課題名（和文） 語彙概念拡張の認可条件

研究課題名（英文） Licensing conditions of lexical conceptual expansion

研究代表者

岡田 禎之 (OKADA SADAYUKI)

大阪大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：90233329

研究成果の概要（和文）：名詞の語彙概念拡張が、項位置において生産的に生じ、付加的位置においては慣習化の度合いの高い解釈のみが認められるのではないかと、という一般化を基本として、これに一見反すると思われる因果関係文脈における付加的要素の意味解釈などの例外事象を検討し、独自の動機付けを持つことを示した。また、このような例外事例も、語彙概念拡張の対象とその引き金となる要素が局所的な位置関係におかれるという点では他の概念拡張事例と変わりがないという共通性が認められることを確認した。

研究成果の概要（英文）：I would like to claim in this research that as a general rule argument nominals show a wider variety of expanded reference than adjunct nominals, and that only conventional expanded designations are available for adjuncts. But causal adjuncts run counter to this generalization, and therefore I try to identify the motivation for this exceptionality. At the same time, even causal adjuncts conform to the general constraint of locality which is observed by regular cases of conceptual expansion, and it shows that the exceptionality of causal adjuncts is only superficial.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・英語学

キーワード：語彙・概念拡張・メトニミー・因果関係・項・付加詞

1. 研究開始当初の背景

メトニミーと呼ばれる概念拡張現象については、様々なアプローチがあり、また様々な品詞要素を対象として研究がなされてきた。筆者は2007年頃から比較基準表現の概念拡張が認められる言語類

と認められない言語類の比較を契機として、文内参加者の概念拡張の認可条件を探る研究が続いている。たとえば、「日本の人口は韓国（の人口）より多い」では、論理的な比較対象である「韓国の人

口」を明示する必要がなく、「韓国」だけで容認することができる。これは、「韓国」という表現をこの文脈において概念拡張し、「韓国の人口」を表すものとして利用していると考えることができる。日本語だけでなく、韓国語、中国語、ヒンディー語など比較形態素を比較基準表現に付随させる言語では、このような比較基準要素の概念拡張は容易である。これに対して、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語を始めとする比較形態素を述語形容詞に直接付随させるタイプの言語ではこの概念拡張は認めにくく、The population of Japan is larger than *(that of) Korea. のように、主要部名詞の population に相当する代名詞もしくは相当語句が必要となる。前者のグループは、比較基準要素が比較形態素とセットで登場することによって初めて「比較」文であるということが理解されるのに対して、後者のグループでは比較形態素が主語を叙述する述語形容詞に付随していることから、比較基準要素が存在しなくても「比較」文であることが理解される、という点に違いがある。このことから、前者における比較基準要素の「比較」文における重要度は、後者の場合に比べて高いと考えられる。もしこのような想定が正しいとすれば、文脈に合致した適切な指示対象を認定するための処理労力は、後者よりも前者の比較基準要素に与えられやすくなると思われる。重要度の低い要素の指示対象を特定するために労力を費やすことは非効率的であるが、重要度の高い要素の適正解釈を得るための処理労力ならば合理的であると判断できるからである。すると、前者の言語グループにおいて概念拡張操作が容易に行えることにも説明がつけられる。

ここから、さらに広く一般に概念拡張が認可される条件はどのようなものであるか、という方向に目を転じてみると、付加要素と項要素では後者において概念拡張が認めやすい（前者において認められる解釈は部分的であり、慣習度の高い解釈に限られる）ということも判明したので、当該の

文において重要度の高い参加者が、解析者の注目を集め、処理労力を傾けてその適切な指示内容を確定するに値する対象である、と一般化することができた。

しかし、このような一般化が本当に妥当であるといえるためには、この一般化に合致するような例ばかりではなく、その例外となる事例について、動機付けを持った説明ができなければならない。本研究は、これまでに筆者が得た一般化の妥当性を補強するために、一見例外的と思われる現象について研究することを目的としている。

このような観点からの研究は、筆者が知る限りにおいてこれまでに行われておらず、新しい視点を与えるものであると思われる。比較構文における参加者の概念拡張に関しては、学校文法における事実関係の記述を除けば、日英比較を行った廣瀬(2006)「比較の2つの類型:叙述型と領域型」がほぼ唯一の文献であり、ほとんど問題とされてこなかったことが分かる。より多くの言語における類型論的な相違や、その相違の動機付けとなる事実関係の究明を行った研究は皆無である。また、メトニミーに関する研究は列挙することができないほど無数にあるものの、その概念拡張現象がどのような構造的条件下で認可されるのか、といった観点からの研究はこれまでに筆者の知る限り存在しないと思われる。

2. 研究の目的

本研究の課題は3つあった。1つは、付加的要素の場合であっても causal adjunct では例外的に概念拡張が認められるという問題である。Because of television, the cinema industry was forced into a battle it was destined to lose. では television は物体としてのテレビそのものというよりもテレビの発明、到来といった出来事を表していると解釈される。このような概念拡張は、Kehler (2002) *Coherence, Reference and the Theory of Grammar*. で論じられているように、因果関係 (cause-effect) 的な結束関係が命題間で維

持されるべき結束関係である、ということに原因を求めることができる。Because of に後続する要素は、意味的に命題内容と解釈できる性格のものである必要があると考えられるのである。このような因果関係的な結束関係と、これ以外の結束関係である類似 (resemblance) 関係や近接 (contiguity) 関係において、概念拡張のあり方に関して系列的な相違点が認められるのかどうか、という問題を扱うことが一つめの目的であった。

2 つ目に、legs like a deer/eyes like a devil といった N like N 型の表現に見られる概念拡張について、様々な言語についての調査を行うという計画を立てた。「鹿のような脚」「鬼のような眼」などの表現は、論理的に厳密には「鹿の脚のような脚」「鬼の眼のような眼」というべきではあるはずだが、このような表現は不要であり「鹿」で「鹿の脚」を表す概念拡張が起こっているとも考えられる。ここで「～のような」という部分は後続する主部名詞を修飾する要素であり、付加的要素であると考えられるのに、概念拡張が認められるように見える。この現象が興味深いのは、日本語、韓国語、中国語だけではなく、英語、ドイツ語、スペイン語でも同様の現象が認められるということである。様々な言語においてこのような「ずれ」がどの程度まで容認されるのかを調査していきながら、何故この場合に比較基準要素の場合とは異なって概念拡張が多くの言語で認められるのか、ということ考察していくことが2つめの目的であった。上記の2課題に共通するのは、付加的要素の概念拡張事例の認可条件を探るという方向性である。

3 つ目は、概念拡張の引き金と対象要素が同一節内に存在しなければならないという局所性 (locality) が認められるという仮説を様々な事例に関して検証していくことであった。概念拡張対象となる参与者には、その概念拡張を引き起こす要素 (引き金) が何らかの形で存在している。多くの場合、これはその参与者を選択している述語要

素である。しかし例えば *He looks like a commercial for the great outdoors.* では「彼」は「コマーシャル」そのものではなく「コマーシャルの登場人物」そっくりだといっていることになるが、*Our dinner table looked like a commercial for the Michelin Guide.* では「コマーシャル」という表現は「コマーシャルに登場する食卓」という意味に解釈されることになり、look like の補部は、主語との平行性によって概念拡張が引き起こされていることになる。つまり述語以外の他の文内参与者が引き金となっている事例も存在するのである。しかしながら、いずれにせよ、概念拡張の引き金と対象は同一の節内に置かれているという局所性が保持されていると考えられる。他にも先述の因果関係的な文脈では、because of に後続する補部要素の概念拡張を引き起こしているのは因果関係的な結束関係であると考え、これも付加詞を含んだ単一文句中において概念拡張が生じているという事例になる。また N like N 型の構造も local な関係として規定していくことは可能であるが、このような考え方でどこまでの事実が説明可能となるのかを検討することが目的であった。

3. 研究の方法

(1) 因果関係文脈に置かれた理由、条件、譲歩などを表す副詞句の場合、そこに登場する名詞句の概念拡張が可能と考えられるかどうか、コーパスなどのデータを調査し、これ以外の付加詞要素における例外的な概念拡張が生じ得るのか、否かをまず検討していった。また母語話者に作例やコーパスデータに関してインタビューを行うことで、確認を繰り返した。同時にほかの結束関係のタイプについても、付加位置の要素が生産的に概念拡張を生じるのかどうか、同様の手法で確認していった。

(2) N like N 型の表現についての調査も同様に行った。この拡張は、英語や日本語のみならず様々な言語において認められている。すべての言語に

において同様のずれが認められるのか、言語間で差異が認められるのかと言ったことをコーパスやインターネットのデータを利用したり、ネイティブ・スピーカーへのインタビューを行うことで検証していった。

(3) 全ての概念拡張を統括する原則としての「局所性」の妥当性についての検討もデータ収集とインタビューによって行った。これは概念拡張の対象となる要素とその引き金となる要素が同一節内に存在するという制限のことであるが、果たして「節」という単位で考えることが妥当であるのか、それともより正確にこの規則適用の領域を設定することが可能であるのか、といったことを検討する必要がある、概念拡張の引き金となる要素を特定するためのテスト形式などを考える必要があった。

4. 研究成果

(1) BNC コーパスでの因果関係文脈の付加詞表現の検索の結果、やはりこのタイプの表現には生産的に命題内容的な表現が後続すること、節表現との等位構造が散見されることなど、特異性が認められた。Television のような名詞が付加詞の名詞として単体で提示された場合にも、命題内容的な解釈が与えられるように概念拡張が行われることには、経験的サポートが与えられたと考えている。一方で他の結束関係のタイプである類似関係(例えば並行的、逆接的、補足的関係など)にある付加的名詞句の場合は、時間(*e.g.* on Monday and Wednesday; in summer but not in winter; in summer, namely, in the hottest season)、場所(*e.g.* in Tokyo and Osaka; in Tokyo but not in Osaka; in Tokyo, namely in the capital of Japan)、様態、手段などの解釈になり、概念拡張が生じている事例を見つけることは困難であったし、近接関係(時空間的に近接した事象間の関係)を表す場合としては、event nominal が連続して生起する場合(*e.g.* after the closing of the meeting before the reception)などが考えられたが、この

場合も事象を表す名詞がそのまま用いられ、字句通りの解釈が与えられているようであった。因果関係的な結束関係が特異なものであることが明らかになり、やはり Kehler (2002) が考えるような、命題間の結束関係として因果関係文脈を特徴付けることによって、このタイプの表現に生産的に概念拡張が認められることを保証することが可能であるとの結論に至った。この研究内容については以下の論文(1) および近日公開予定の英語論文において公表する。

(2) N like N 型の表現については、検討の結果当初考えていた概念拡張事例と見なすよりも、省略現象と考える方が妥当であるとの最終結論に至り、例外的概念拡張の事例ではないとの結論に落ち着いた。身体部位などの譲渡不可能所有の表現に関して典型的に認められる現象であり、通言語的にこの省略現象は認可されている。「虎のような目」では、「虎」と「目」の関係は「所有」以外に想定することが難しく、唯一的に関係性が特定できる。このような場合、「虎の目のような目」「虎が持っているような目」といった所有関係を明示する表現をあえて用いず省略しても差し支えがなく、これは調査したすべての言語において認められる事実であった。これに対して、「安藤忠雄のような建物」「都はるみのような歌」「チャップリンのような映画」など、様々な意味関係が想定可能になればなるほどこの表現の自然さは落ちていくようである。例えば最初の事例であれば、「安藤忠雄が所有しているような建物」「安藤忠雄が設計したような建物」「安藤忠雄の姿に似た建物」その他様々な解釈が可能となり、どのような意味関係を想定すれば良いのか半然としなくなっていく(英語、ドイツ語、スペイン語などではこれらの表現は全く認められなかった)。つまり、表面に登場していない意味関係を特定することが困難である訳で、その部分は省略せずに明示する必要があるということだと考えることが出来る。言語間の許容度の違いも興味のあるところではあるが、今回はひと

まず、概念拡張事例ではなく省略現象と考えるべきである、との考えに至ったので、例外的概念拡張としてこのタイプの表現は扱う必要がなくなったことになる。この研究内容に関しては、以下の論文(1)において公表した。

(3)局所性にまつわる議論としては、主に作例を用いて、インタビューを行うことで検討したが、基本的に単一文を超えて概念拡張対象とその引き金となる要素が分離されるという事例は認可されなかったと言える。このことは、一般的な概念拡張事例に関しても、本研究内で検討された因果関係文脈における付加詞の用例に関しても変化はなかったため、当初の想定通り、一見して例外的な概念拡張事例と見える事例に関しても、この点において他の概念拡張事例と共通していることが認められ、一つの自然類を構成することがこの制限の観点から保証されるのではないかと考えられる。この研究内容に関しては、以下の論文(1)および近日公開予定の英語論文において公表する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

(1) 岡田禎之「名詞修飾表現における意味に基づく省略現象」(大庭幸男・岡田禎之(編著)『意味と形式のはざま』) 査読無. 英宝社. 2011、124-135.

(2) 岡田禎之「名詞句概念拡張に認められる一般性と特殊性」『大阪大学大学院文学研究科紀要』査読無. 52巻 大阪大学大学院文学研究科2012、123-149.

[学会発表] (計 3件)

(1) OKADA SADAYUKI “(Ir)regularity of conceptual expansion of causal adjuncts”
4th International Conference on the Linguistics of Contemporary English (ICLCE4)
Osnabrück, Germany. Osnabrück University.

2011. 7. 20

(2) 岡田禎之「名詞の語彙概念拡張と項・付加詞の非対称性」福岡言語学会 招待講演 (九州大学) 2012. 12. 8

(3) 岡田禎之「名詞の概念拡張と項・付加詞の非対称性」日本英文学会関西支部7回大会(京都大学) シンポジウム「ことばの意味・機能の拡張と変容」司会及び講師として 2012. 12. 22

[図書] (計 1件)
大庭幸男・岡田禎之(編著)『意味と形式のはざま』 英宝社. 2011

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡田 禎之 (OKADA SADAYUKI)
大阪大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：90233329

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし